

はんざいひがい ひと みまいきんとうしきゅう かね せいど
犯罪被害にあった人に 見舞金等支給(お金がもらえる)制度が できました。

ねん がつ にち はんざいひがい ひと かぞく はんざいひがいしやとうみ まいきん
2024年4月1日よりあとに 犯罪被害にあった人や その家族に 犯罪被害者等見舞金や
かじ かいごとう かね いちぶ で
家事・介護等にかかった お金の一部が 出ます。

◆^{たい}対^{しょう}象 犯罪被害を 受けた時 被害者が 静岡市内に 住んでいる人
※住所登録がない 実質(本当)の 居住を含む

◆^{たいしょう}対象となる犯罪 人の 命 または からだ がい つみ におこな 行い
※警察への 被害届等で 確認できるものが 必要

◆^{もうし こみ}申 込^{き げん} 期 限 被害を受けた日から 1年まで

◆^{しゅ}種^{るい}類 遺族(死んだ後に 残された かぞく みまいきん まんえん
重 症 病(けがや病気)見舞金 30万円
じゅうしやうびやう びやうき みまいきん まんえん
※休んで治した期間が 1 か月以上と 医師に診断された人
せいはんざいひがい どうい う せいこうとう みまいきん まんえん
性犯罪被害(同意がなく 受けた性交等)見舞金 10万円
にちじょうせいかつ せいかつ しえんきん まんえん
日常生活(ふつうの 生活)支援金 10万円まで
※家事、配食、介護、保育サービスにかかったお金
てんきよひやう ひ こ かね しえんきん まんえん
転居費用(引っ越しにかかる お金)支援金 20万円まで

～ ひと なや はんざいひがいしやとうし えん そうごうあんないまどぐち
～ 1人で悩まず 犯罪被害者等支援総合案内窓口へ ～

いろいろな じょうきやう あ してん かんけいきかん あんない ひつやう じょうほう
いろいろな 状 況に 合わせて 支援や 関係機関を 案内し 必要な情報を
お知らせします。

☎054-221-1272 (平日午前9時から午後5時まで)
FAX054-221-1291

といあわ
問合せ

●^{せいかつあんぜんあんしんか}生活安全安心課 ☎221-1058



はんざいひがいしやとうしえん
犯罪被害者等支援
シンボルマーク
「ギョっとちゃん」



しずおかしこくさいこうりゅうか
静岡市国際交流課が

にほんご
やさしい日本語にしました。